



甲第3723号

温泉分析書

(鉱泉分析試験による分析成績)

1. 分析申請者
住所 埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢3727
氏名 サン・グリーン株式会社

2. 源泉名及び湧出地
源泉名 秩父温泉 満願の湯
湧出地 埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢3727
採水場所 源泉

3. 湧出地における調査及び試験成績
(イ) 調査及び試験者 公益財団法人 中央温泉研究所 滝沢英夫
(ロ) 調査及び試験年月日 令和元年6月12日
(ハ) 泉温 18.3 °C (調査時における気温 21 °C)
(ニ) 湧出量 43 L/min(掘削・動力揚湯)
(ホ) 知覚的試験 無色透明殆ど無味微硫化水素臭,ガス発泡,ガス発生あり
(ヘ) pH値 9.3
(ト) 電気伝導率 43.5 mS/m(25°C)
(チ) ラドン(Rn) -- Bq/kg (-- × 10⁻¹⁰ Ci/kg, -- マッヘ単位)

4. 試験室における試験成績
(イ) 試験者 公益財団法人 中央温泉研究所 滝沢英夫
(ロ) 分析終了年月日 令和元年7月2日
(ハ) 知覚的試験 無色透明無味微硫化水素臭(試料採取8時間後)
(ニ) 密度 0.9985 g/cm³(20°C/4°C)
(ホ) pH値 9.24
(ヘ) 蒸発残留物 0.288 g/kg (110°C)

5. 試料1kg中の成分・分量及び組成

(イ) 陽イオン

成 分	ミグラム	ミリバル	ミリバル%
ナトリウムイオン(Na ⁺)	102.5	4.46	95.71
カリウムイオン(K ⁺)	0.9	0.02	0.43
アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)	0.3	0.02	0.43
マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	0.6	0.05	1.07
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	2.3	0.11	2.36
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	<0.1	--	--
マンガン(II)イオン(Mn ²⁺)	<0.1	--	--
鉄(II)イオン(Fe ²⁺)	<0.1	--	--
陽イオン計	106.6	4.66	100

(ロ) 陰イオン

成 分	ミグラム	ミリバル	ミリバル%
ふつ化物イオン(F ⁻)	7.1	0.37	7.64
塩化物イオン(Cl ⁻)	1.6	0.05	1.03
臭化物イオン(Br ⁻)	<0.1	--	--
よう化物イオン(I ⁻)	<0.1	--	--
水酸化物イオン(OH ⁻)	0.3	0.02	0.41
硫化水素イオン(HS ⁻)	1.4	0.04	0.83
チオ硫酸イオン(S ₂ O ₃ ²⁻)	0.1	0.00	0.00
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	6.7	0.14	2.89
炭酸水素イオン(HCO ₃ ⁻)	186.7	3.06	63.22
炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	28.2	0.94	19.42
メタほう酸イオン(BO ₂ ⁻)	9.5	0.22	4.55
陰イオン計	241.6	4.84	100

(ハ) 遊離成分

非解離成分	ミグラム	ミリモル
メタけい酸(H ₂ SiO ₃)	15.4	0.20
メタほう酸(HBO ₂)	--	--
非解離成分計	15.4	0.20

溶存ガス成分	ミグラム	ミリモル
遊離二酸化炭素(CO ₂)	<0.1	--
遊離硫化水素(H ₂ S)	<0.1	--
溶存ガス成分計	--	--

溶存物質計(ガス性のものを除く) 0.364 g/kg 成分総計 0.364 g/kg

(ニ) その他微量成分 (mg)

総水銀(Hg)	0.0005	未満	総ひ素(As)	0.005	未満
銅(Cu)	0.05	未満	亜鉛(Zn)	0.01	未満
鉛(Pb)	0.05	未満	カドミウム(Cd)	0.01	未満

6. 判定

温泉法第二条の別表中に示されたふつ素イオン(F⁻), 総硫黄(S)及びメタほう酸(HBO₂)の項で温泉法の温泉に適合する。

ただし療養泉には該当しないので泉質名はない。

7. 禁忌症等 温泉分析書別表中5に記載する。

令和元年7月3日

登録番号 14 健地衛 第1中行
 東京都北区滝野川三丁目56番9号
 公益財団法人 中央温泉研究所
 理事長 長島秀理家行



甲第3723号

温泉分析書別表

1. 源 泉 名 秩父温泉 満願の湯
2. 湧 出 地 埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢3727
3. 温 泉 分 析 申 請 者 埼玉県秩父郡皆野町大字下日野沢3727
サン・グリーン株式会社
4. 判 定 温泉法第二条の別表中に示されたふつ素イオン(F^-)、総硫黄(S)及びメタほう酸(HBO₂)の項で温泉法の温泉に適合する。
ただし療養泉には該当しないので泉質名はない。
5. 分析結果による禁忌症及び入浴上の注意は、環境省自然環境局長通知(平成26年7月1日)環自総発第1407012号によれば次のとおりである。

【浴用の禁忌症】

- 一般的禁忌症 病気の活動期(特に熱のあるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期。

入浴上の注意

浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
(イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
(ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
(エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
(オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
(カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ. 入浴方法

- (ア) 入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42°C以上の高温浴は避けること。
(イ) 入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
(ウ) 入浴回数 入浴開始後数日間は、1日当たり1~2回とし、慣れてきたら2~3回まで増やしてもよいこと。
(エ) 入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3~10分程度とし、慣れてきたら15~20分程度まで延長してもよいこと。

ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
(イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
(ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めるつゝ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ. 入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること(ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質(例えは酸性泉や硫黄泉等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと)。
(イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日~1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

(注)この別表は温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

令和元年7月3日

登録番号 14健地衛 第1号
東京都北区滝野川三丁目56番9号
公益財団法人 中央温泉研究所
理事長 長島秀行